

# 金融商品取引法の デリバティブ取引

制度調査部  
堀内勇世

## 金商法の焦点-1

### 【要約】

現在の証券取引法は衣替えをし、2007年に「金融商品取引法」として施行される予定である。この金融商品取引法の規制対象とされる「デリバティブ取引」につき、定義がおかれている。ここでは、この定義などを紹介する。

## 1. はじめに

現在の証券取引法は衣替えをし、2007年（平成19年）に「金融商品取引法」（以下、「金商法」ともいう）として施行される予定である<sup>（注1）</sup>。

「金融商品取引法」においても、法律を適用するにあたり、いろいろな用語が定義されている。

ここでは、「デリバティブ取引」を取り上げる。

（注1）「金融商品取引法」として施行される日については、現段階では確定していない。現段階では、2006年（平成18年）6月14日から、1年6ヶ月以内の政令で定める日とされているだけである。

## 2. 「デリバティブ取引」の定義

金融商品取引法2条では、「デリバティブ取引」は次のようにして定義されている。

「デリバティブ取引」とは、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引および外国市場デリバティブ取引の総称である旨を規定（金商法2条20項）<sup>（注2）</sup>。

その上で、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引を個々に定義している（金商法2条21～23項）。

しかしながら、立法当局の解説書などを読むと、デリバティブ取引は、別の捉え方もできるように





- 長) 監修「一問一答金融商品取引法」(2006年、商事法務)
- (注4) 金融商品取引法の「金融商品」については、金融商品取引法2条24項で定義されている。
- (注5) 金融商品取引法の「金融指標」については、金融商品取引法2条25項で定義されている。

### 3 . 新たに規制対象となる「デリバティブ取引」

立法当局の解説書などでは、金融商品取引法において**新たに規制対象とされているデリバティブ取引の具体例**とし、次の3つが掲げられている。

	金融商品取引法の位置づけ	具体的内容
<b>通貨・金利スワップ</b>	利率等を参照指標とするスワップ取引(金商法2条21項4号、22項5号)	当事者の一方が円建ての金利を支払い、これに対して相手方が外貨建ての金利を支払う取引や、当事者の一方が変動金利を支払い、これに対して相手方が固定金利を支払う取引等
<b>クレジット・デリバティブ</b>	金商法2条21項5号イ、22項6号イに規定する取引	当事者の一方が相手方の保有する債権の債務者が倒産した場合に相手方に対して当該債権の券面額等の一定額を支払うことを約し、あらかじめその対価として相手方から手数料を受領する取引等
<b>天候デリバティブ</b>	気象観測数値を参照指標とする指標先物取引または指標先渡取引(金商法2条21項2号、22項2号)等	当事者の一方が一定期間内に気温が一定の数値を超過した日数に応じて相手方に対して金銭を支払うことを約し、あらかじめその対価として相手方から手数料を受領する取引等